

東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務について、目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 件 名 東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務
- (2) 品名、規格及び数量 「東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年3月31日（火）まで
- (4) 提案上限額 提案上限額は、8,470,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
※この金額は、導入後の保守費用および利用料は含まない（導入後の保守等に関する契約は別に行う）。
導入後の保守費用および使用料の上限額は897,600円／年（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、見積額が提案上限額を超える提案は失格とする。

3 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

項番	手続き等	期限等
1	公募開始	令和7年6月9日（月）
2	参加表明書の提出期限	令和7年6月20日（金）17時
3	参加資格確認通知	令和7年6月25日（水）
4	質問書の提出期限	令和7年7月11日（金）17時
5	質問書の回答期限	令和7年7月15日（火）
6	企画提案書などの提出期限	令和7年7月18日（金）17時
7	一次審査（書類審査）結果通知	令和7年7月25日（金）
8	二次審査（プレゼンテーション審査）の実施	令和7年7月31日（木） または令和7年8月6日（水） ※日程は仮のものであり、変更の可能性あり
9	結果通知	令和7年8月15日（金）

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募開始の日から契約締結の日までに東広島市の指名除外処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始手続きの申立て、民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(5) 次のいずれかの者に、公募開始の日までに納めるべき市町村税又はその延滞金に滞納がないこと。

① プロポーザルに参加しようとする者 (法人又は個人事業主)

② プロポーザルに参加しようとする法人の代表者 (個人)

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日 (金) 17 時まで

(2) 提出先

東広島市 健康福祉部 医療保健課

(3) 提出方法

持参又は郵送、電子メールとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。電子メールを送信した場合は、電話で受信について確認すること。

(4) 提出書類

次の書類一式を提出 (一部) すること。(※エ及びオは、公募開始の日から起算して 3 か月以内に発行されたもの。ただし、東広島市の令和 7 年から令和 10 年までの物品役務等競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は省略可。)

ア 参加表明書 (様式 1) 1 部

イ 企業概要書 (様式 2) 1 部 (パンフレットの添付も可)

ウ 導入実績調書 (様式 3) 1 部

エ 商業・法人登記簿謄本の写し 1 部

※個人事業者は代表者の住民票。

オ 印鑑登録証明書の写し 1 部

カ 市町村税納税証明書 (滞納のない証明書) . . . 1 部

(5) 参加資格確認通知及び企画提案書提出要請

市は、参加資格の有無を確認し、参加表明書等を提出した者宛に、令和 7 年 6 月 24 日 (火) にメールにて参加資格確認通知を送付する。なお、参加資格有の場合は、企画提案書提出要請について併せて通知を行う。

7 質問及び回答

企画提案書提出に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問書の提出期限

令和 7 年 7 月 11 日 (金) 17 時まで (必着)

(2) 提出先

東広島市 健康福祉部 医療保健課

(3) 提出方法

別紙「選定審査提出書類（企画提案書等）提出に関する質問書（様式４）」に質問事項を記入の上、医療保健課にメール又は FAX で送信する。なお、送信後に医療保健課に電話で連絡し質問の受信を確認すること。

（４）回答方法

令和７年７月１５日（火）までに、本市ホームページで公開する。質問書を提出したすべてのものに対して電子メールにて回答する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

８ 企画提案書などの提出

参加資格を認められた参加表明者は、提案書を提出する。

（１）提出期限

令和７年７月１８日（金）１７時まで

（２）提出先

東広島市 健康福祉部 医療保健課

（３）提出方法

持参又は郵送、電子メールとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。電子メールを送信した場合は、電話で受信について確認すること。

（４）提出書類

「東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務に関する提案書等作成要領」１（１）に記載する書類一式のとおり

（５）その他

ア 提案は、１事業所１提案とする。

イ この要領に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。

ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された資料は返還しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。

オ 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。提案者は、東広島市が行う提案書の公表等について、提出書類等の利用を許諾することとする。

カ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

キ 業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。

ク 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

９ 提案書における評価項目及び配点

評価項目の内容は、次のとおりとする。

評価項目		内容	配点
１ 全体評価	提案のコンセプト (５点)	事業に対する理解が十分であり、目的を実現できる提案内容となっているか。（コンセプト、特徴、アピールポイント、本市における具体的な効果など）	25
	提案者の構成及	提案者に本システムの提供を適切に遂行でき	

	び実績 (10点)	る能力と実績は備わっているか。	
	実施担当者の能力及び実績 (10点)	実際に導入に携わる主な実施担当者に、本システムの提供を適切に遂行できる能力と実績は備わっているか。	
2 システムの概要	システム概要 (15点)	システム提供方式、提供対象範囲及び料金設定の考え方等が具体的に示されているか。	20
	導入作業及びスケジュール (5点)	本番稼働に向けた研修や試行期間を考慮した導入スケジュールになっているか。また、作業内容や作業分担は明確か。	
3 システム機能	電子カルテ機能 (15点)	主に診察を行う医師や看護師などの現場医療従事スタッフによる利用を想定し、閲覧や入力などにおける使い勝手の良さや機能性等、有用な機能が実現されているか。	90
	レセプトコンピュータ（レセコン）機能 (15点)	主に会計処理を行う医療事務員による利用を想定し、患者情報の検索や入力、またレセプト請求の処理に関して、使い勝手の良さや機能性等、有用な機能が実現されているか。	
	調剤システム機能 (15点)	主に院内で薬品を処方する薬剤師による利用を想定し、医師の処方に従って調剤を行うにあたり、使い勝手の良さや機能性等、有用な機能が実現されているか。	
	システム間の相互連携機能 (15点)	電子カルテ、レセコン、および調剤システム間の連携について、有用な機能が実現されているか。	
	ミス（医療・会計・調剤）の防止機能 (15点)	各システムを利用する上で、医療過誤や会計誤り、調剤誤りなどのミスを防ぐために有用な機能が実現されているか。	
	その他 (15点)	標準的な機能以外に、使い勝手や機能性に富んだ機能が実現されているか。	
4 教育要件	研修 (10点)	研修の方法について、実施方法や内容、体制等についての具体的な提案があるか。	10
5 システム導入後の保守体制	ハード故障等の対応 (15点)	ハードウェアの故障やトラブルに対応する際の所要時間は迅速か、また対応可能な曜日時間帯、および人員体制が十分か。	60
	ソフト障害等の対応 (15点)	ソフトウェアの障害や不具合に対応する際の所要時間は迅速か、また対応可能な曜日時間帯、および人員体制が十分か。	

	予備機の実装 (15点)	機器トラブルに備え、あらかじめ予備の端末等が稼働可能か。	
	セキュリティ (15点)	セキュリティインシデント等に対応可能な体制が確保されているか。	
6 システム環境	今後想定されるOSやブラウザ環境の変更の対応 (5点)	本市の利用環境に適合しており、将来的なOSやブラウザ環境の変化への対応が期待できるか。	5
7 契約書の作成要件	S L A (サービス品質保証) (5点)	S L Aの内容を具体的に提案しており、常時稼働を期待できるかどうか。	5
8 提案価格の変動要素	提案価格の変動要素 (10点)	ライセンスの増加や容量の変更があった場合やシステムのバージョンアップに伴うシステム提供費用及び設定変更費用の考え方について、適正な内容かどうか。また、具体的に記載されているか。	10
9 その他提案事項	クライアント端末設定作業 (5点)	市の追加要望等により、本システムの導入に必要なクライアントの個別設定作業を提案事業者にて追加で行った場合の費用と作業体制について適正な価格を提案できているか。	25
	システムバージョンアップ (10点)	本システム導入後にシステムのバージョンアップがある場合、そのバージョンアップに関する費用やバージョンアップに必要なシステム側、クライアント側の設定作業（本市で設定作業する場合の省力化方法等もあれば）について具体的に提案できているか。	
	規程の作成支援 (10点)	業務マニュアル、手順書、その他各種規程の整備の支援について、具体的かつ有益な提案かどうか。	
その他	追加提案	その他、本システムの提供にあたって独創的な提案があるか。	15
	機能要件一覧	市の求める機能をどれだけ満たしているか。	30
	提案価格書	提案された価格は提案内容に対して適正なものか。	5
合計			300

10 一次審査（書類審査）

市事務局において提出された企画提案書等の審査を行い、「東広島市休日診療所電子カルテシステム

等導入業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)等の要件を満たしていないと認めたときは、当該参加申込者を失格とする。また、参加申込者が4者以上の場合は、東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務に係る公募型プロポーザル1次審査採点基準(書類審査)に基づき企画提案書等の書類審査を行い、参加者を3者に選定する。

(1) 参加資格通知

市は、一次審査の結果を、令和7年7月25日(金)に参加申込者宛にメールにて通知する。
なお、一次審査で落選した参加申込者に対しては、速やかにその旨を書面により通知する。

1.1 二次審査(プレゼンテーション審査)による候補者の選定

東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書の内容及びヒアリング(プレゼンテーション)を基に次のとおり選定を行う。

(1) 企画提案書に関するヒアリングの実施(プレゼンテーション)

ア 日時

令和7年7月31日(木)または令和7年8月6日(水)のいずれか1日
(時間等の詳細は、提案者ごとに通知する。)

イ 場所・実施方法

次のいずれかを選択するものとする。

- ① 東広島市役所本館4階入札室(予定)(東広島市西条栄町8番29号)で行う。
- ② インターネット上のビデオ通話サービスで実施する場合は、Zoomを使用する。

ウ 内容

事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書の内容から逸脱するものを使用しての説明は不可とする。ただし、質疑応答の中で必要であり、審査員が許可した補足資料については可とする。

上記(1)イで①を選択し、パソコン、プロジェクター等の使用を希望する場合は、医療保健課に事前に連絡の上相談すること。プロジェクター及びスクリーンは医療保健課で会場に設営しておく。

なお、上記(1)イにおいて①、②のどちらを選んだ場合も、別紙「電子カルテ等システム操作画面確認用シナリオ」に沿ったシステムの具体的な操作方法および使用感(画面の表示イメージやメニュー選択方法、必要な操作や画面遷移の所用時間など)を、デモンストレーション機での実演、または事前に録画撮影した動画再生等の手段を用いた提示を含めること。

エ 時間

1 提案者につき60分以内(プレゼンテーションおよび操作デモンストレーション:40分以内、質疑応答:20分以内)とする。ただし、提案者の数によって、これより短くなる場合がある。

(2) 東広島市休日診療所電子カルテシステム等導入業務に係る公募型プロポーザル2次審査採点基準(プレゼンテーション審査)に基づき審査を行う。審査の結果、1次審査評価点と2次審査評価点を合計した総合評価点により順位付けをする。1位の者を本業務に適した候補者として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とする。

総合評価点が同点の場合、2次審査評価点の合計が高い者を上位とする。

- (3) 総合評価点及び2次審査評価点の合計が同点により同順位となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、順位を決定し候補者を選定する。
- (4) 評価結果において委員の評価点の平均が満点中6割以上であれば当該提案者を候補者とする。提案者が1者のみの場合であっても候補者となる。
- (5) 候補者が、「5 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (6) 審査結果は、後日すみやかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 2 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、東広島市契約規則（平成20年規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）を使用する。その他東広島市と締結する契約の条項は、東広島市のホームページで閲覧することができる。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、内容は契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。経費等については、確定した仕様書に基づいて再度見積もりの提出を求め、予定価格以下の価格をもって業務委託契約を締結する。

1 3 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルに係る失格要件
プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
 - イ 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
 - ウ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 参加表明書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 選定委員又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本実施要項に定める手続は除く。）
 - カ その他、本実施要項に違反すると認められる場合
- (3) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、選定委員会における審査で次点となった者を、候補者として選定する。
- (4) その他
 - ア 参加表明書及び企画提案書の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、令和7年7月18日（金）17時までに「辞退届」（様式5）を提出するものとする。

なお、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の物品・委託役務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

1 4 問い合わせ先及び提出先（事務局）

東広島市健康福祉部医療保健課 （〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 ）

TEL：082-420-0936 FAX：082-422-2416

E-mail：hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp